

野田市行政組織規則及び野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月25日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第35号

野田市行政組織規則及び野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染
及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(野田市行政組織規則の一部改正)

第1条 野田市行政組織規則(昭和54年野田市規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2建設局の項都市部の目都市計画課の節第30号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

(野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成30年野田市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第15号中「擁壁を」を「擁壁又は崖面崩壊防止施設(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。)を」に、「擁壁の」を「擁壁又は崖面崩壊防止施設の」に改める。

別表第2第13項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第8条第1項」を「第12条第1項及び第30条第1項」に、「要する宅地造成」を「要する行為」に改める。

別表第3第3項中「擁壁」の次に「又は崖面崩壊防止施設」を加え、「部分」を「の部分」に改め、同表第4項を次のとおり改める。

4 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条から第12条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第14条の規定に、それぞれ適合すること。

別表第3第6項中「ゆるみ」を「緩み」に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。